

平成 29 年 8 月 7 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人  
品質管理本部長 紙谷 孝雄企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」等  
に対する意見

貴委員会から平成29年6月6日に公表された企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」（以下「税効果会計基準改正案」という。）、企業会計基準適用指針公開草案第58号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下「税効果適用指針案」という。）、企業会計基準適用指針公開草案第59号（企業会計基準適用指針第26号の改正案）「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第60号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（案）」の提案について、基本的に同意します。ただし、今後の適用にあたって明確化をご検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

## 記

## 質問 1（会計処理に関する質問）

本公開草案においては、個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い及び（分類 1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて会計処理を見直すことを提案しています。また、未実現損益の消去に係る税効果会計については、繰延法を継続して採用することを提案しています。これらの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
--

## 1. 会計処理に関する提案

(コメント)

いずれも本公開草案の提案に同意する。

(理由)

本公開草案の提案は、いずれも実務上の課題に対応するために見直しを行うものであり、意義のあるものと考えます。

また、未実現損益の消去に係る税効果会計について繰延法を継続すべきか資産負債法とすべきかについては、主として国際的な会計基準との整合性や未実現損益の消去に係

る税効果会計については、資産負債法の例外として繰延法が採用されてきたことから検討されたものと理解している。繰延法と資産負債法にはそれぞれ一定の論拠があると考えられるが、国際財務報告基準と米国会計基準の間でも取扱いが異なっていること、未実現損益の消去に係る一時差異については、他の一時差異と異なり未実現損益が発生した決算期において当該未実現損益に係る課税関係は完結していること、繰延法は我が国の会計実務に定着しており、財務諸表作成者及び利用者に一定の理解を得られていると考えられること、今回の改正は実務上の課題に対応するという基本的な考え方に基づくものであることなどを踏まえると、現時点において繰延法を継続することに同意する。

#### 質問 2（表示に関する質問）

繰延税金資産及び繰延税金負債の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

#### 質問 3（注記事項に関する質問）

##### （質問 3-1）注記事項を追加する提案に関する質問

本公開草案においては、財務諸表利用者による税負担率の予測及び繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価に資するように、評価性引当額の内訳に関する注記事項及び税務上の繰越欠損金に関する注記事項の追加を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 2. 税務上の繰越欠損金に関する注記事項の追加

##### （コメント）

本公開草案の提案に同意するが、税務上の繰越欠損金に関する注記事項を追加する理由の記載の見直しを検討いただきたい。

##### （理由）

税務上の繰越欠損金に関する注記事項を追加する理由として、「税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、他の将来減算一時差異等に係る繰延税金資産よりも一般的に回収可能性に関する不確実性が高いとされているため、当該税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は、比較的、回収可能性に関する不確実性が高い繰延税金資産の額を理解する上で有用な情報となると考えられる。」（税効果会計基準改正案第 25 項第 3 段落）との記載がある。しかしながら、税務上の繰越欠損金が生じている場合は生じていない場合と比較して繰延税金資産全体の回収可能性に関する不確実性が高くなることは考えられるものの、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、他の将来減算一時差異等に係る繰延税金資産よりも回収可能性に関する不確実性が高いとはいえないものと考え

られるため、表現の見直しが必要と考える。

### 3. 「税務上の繰越欠損金」に係る定義

(コメント)

税効果会計基準改正案において「税務上の繰越欠損金」の定義を明確化していただきたい。

(理由)

税効果会計基準改正案においては、税効果会計に関する注記事項として税務上の繰越欠損金に関する情報を追加することが提案されている(税効果会計基準改正案第5項)。しかしながら、税効果会計適用指針案において「税務上の欠損金」が定義されているのみであり、税効果会計基準改正案においては「税務上の繰越欠損金」は定義されていない。したがって、新たに注記事項の対象となる範囲を明確にするためには「税務上の繰越欠損金」の定義が必要と考えられる。

### 4. 注記における個別財務諸表上の一時差異と連結財務諸表固有の一時差異の相殺の取扱い

(コメント)

税効果適用指針案第20項、第32項及び第38項において、個別財務諸表で計上した繰延税金資産又は負債と同額の繰延税金資産又は繰延税金負債を計上したうえで、個別財務諸表上の一時差異に対する繰延税金資産又は繰延税金負債と連結財務諸表固有の一時差異に対する資産又は負債を相殺する旨の記載があるが、注記についても相殺後の金額で記載する旨を明示いただきたい。

(理由)

税効果適用指針案第20項、第32項及び第38項の規定が適用されるのは、いずれも個別財務諸表において計上した繰延税金資産又は負債と連結財務諸表固有の一時差異に係る繰延税金資産又は負債とを相殺した額が、連結財務諸表上の会計上の簿価と税務上の簿価との差額に係る繰延税金資産又は負債となっている状況と考えられる。当該状況を踏まえると、これらの規定により相殺された個別財務諸表上の一時差異に対する繰延税金資産又は繰延税金負債と連結財務諸表固有の一時差異に対する繰延税金資産又は繰延税金負債は相殺後の金額で内訳注記すべきと考えられる。しかしながら、税効果適用指針案第20項等の記載では注記についても相殺後の金額で記載すべきか否かが明確でないため、明示が必要と考えられる。

(質問 3-2) 個別財務諸表における注記事項に関する質問

連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項の追加は、コス

トと便益の比較の観点から、評価性引当額の内訳に関する数値情報のみにすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

#### 質問4（適用時期等に関する質問）

##### （質問4-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

##### （質問4-2）適用初年度の経過的な取扱いに関する質問

本公開草案において、適用初年度における実務上の負担に配慮し、適用初年度の経過的な取扱いとして、税効果会計基準一部改正案に定める注記事項については適用初年度の比較情報に記載しないことができる取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメントなし

#### 質問5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

#### 5. 連結納税制度を適用する場合における税効果会計の取扱いと企業結合会計における税効果会計の取扱いの整合性

##### （コメント）

当該論点に関して今回の移管に際して現状の取扱いを変更しないことに反対はしないが、現状の取扱いを変更しない理由の記載についての見直しが必要と考える。

##### （理由）

現状の取扱いを変更しない理由として、基準諮問会議から両基準の整合性に関する提言が行われた以降、現状の取扱い対して、情報の有用性の観点から実務上大きな課題が聞かれておらず、当該取扱いを変更するニーズが必ずしも大きくはないと考えられることがコメント募集文書の（別紙2）に記載されている。しかしながら、基準諮問会議から提言を受けた事項に対し、現状の取扱いを変更するニーズが高くないという理由は、根拠として十分ではないと考えられるため、見直しが必要と考える。また、当面の間現

状の取扱いを継続することはやむを得ないものの、本来は両者の整合性を図るべきものであると考えられるため、本論点に係る今後の検討予定についても明示する必要がある。

以上